

📖 中国の 2011 年関税実施案に関する通知の公布について

2010 年 12 月 20 日  
第 20 号

企画部 調査課

国務院関税税則委員会は、2010 年 12 月 2 日付けで『2011 年関税実施案』に関する通知（税委会[2010]26 号、以下は「通知」と略称）を公布し、2011 年 1 月 1 日より中国の輸出入関税税目・税率を一部調整することを明らかにした。調整後の輸出入税目総数は 2010 年の 7,923 品目から 7,977 品目に増える。

【最恵国税率関連】

中国は世界貿易機関（WTO）加盟時に承諾した関税削減義務を 2010 年までに全て履行しており、2011 年は最恵国税率を引き続き維持する。「通知」は主に下表に示した税目関連商品に対する最恵国税率の適用について調整を行った（関連税目の詳細は付表①と付表②をご参照）。その他の税目については、最恵国税率の変更はない。

- ✚ 小麦等 7 種の農産物と尿素等 3 種の化学肥料に対して関税割当管理を行い、また、尿素等 3 種の化学肥料に 1%の暫定割当税率を適用する。
- ✚ 関税割当枠を超えて輸入された綿花に対してスライド税を適用し、税率は変更しない。
- ✚ 感光材料等 55 種の商品に対して引き続き従量税或いは複合税を課する。うち、少量商品の従量税税額を僅かながら調整した。

【暫定関税率適用等関連】

経済構造調整、省エネ・排出削減及び生態環境保護等のマクロコントロール政策の方針に基づき、毎年に関税実施案において一部関連商品に対して、暫定輸入税率もしくは暫定輸出税率を設定する。「通知」は、2011 年に約 600 種の資源性、基礎原材料及び基幹部品等の商品に対して比較的低い年度輸入暫定税率を実施すると明らかにした。一方、最近注目が集ま

っているレアアース輸出について、「通知」に関連して財政部が公表したプレスリリースでは、一部レアアース製品の輸出税を引き上げると明らかにした。また、最近、化学肥料の価格上昇を緩和するために、「通知」は、化学肥料輸出季節関税の繁忙期と閑散期の税率適用期間及び閑散期の輸出関税基準価格を調整した。

- ✚ 初回年度輸入暫定税率適用対象となる商品：プロパン、ブタン等の資源性商品、脂肪酸等の基礎原材料商品及び HD Webcam 等の基幹部品を含む。
- ✚ 年度輸入暫定税率が調整される<sup>1</sup>商品：イオン交換膜、乗用車用ターボチャージャー等。
- ✚ 引き続き暫定税率の適用対象となる商品：石炭、原油、化学肥料、非鉄金属等「両高一資」（高エネルギー消費・高汚染・資源関連）製品

### 【協定税率関連】

二国間・多国間の貿易協力を拡大するため、2011 年に引き続き関連国・地域と締結した自由貿易協定或いは関税優遇協定に基づき、アセアン諸国、チリ、パキスタン、ニュージーランド等の国を原産地とする一部輸入商品に対し、最恵国税率より低い協定税率を適用する。香港、マカオを原産地とし、且つ原産地優遇基準を既に作成した商品に対し引き続きゼロ関税を適用する。また、2011 年より台湾原産の早期収穫（アーリーハーベスト）商品 500 余り品目に対して新規に<sup>2</sup>協定税率を適用する。詳細は下表ご参照。

対象国家	関連税目	
	2010 年	2011 年
韓国、インド、スリランカ、 バングラデシュ、ラオス	1,767 税目	1,778 税目
チリ	7,029 税目	7,080 税目
パキスタン	6,240 税目	6,240 税目
ニュージーランド	7,040 税目	7,091 税目
シンガポール	2,753 税目	2,760 税目
ペルー	-	6,855 税目
中国香港	1,587 税目 (原産地優遇基準制定)	1,623 税目 (原産地優遇基準制定)
中国マカオ	1,209 税目	1,215 税目

<sup>1</sup>国内生産能力、技術レベル、需給関係等の変化に応じて、それぞれの輸入暫定税率を引き上げたり、取消したりした。

<sup>2</sup> 海峽兩岸經濟協力枠組み協議（ECFA）が2010年9月に有効となり、当該協議に基づき、「通知」は、2011年より台湾原産の一部早期収穫（アーリーハーベスト）商品に対して協定税率を適用すると明確にした。

	(原産地優遇基準制定)	(原産地優遇基準制定)
台湾地区	- -	557 税目

なお、ラオス、スーダン、イエメン等の後発開発途上国計 41 カ国の一部商品に対して、従来の通り特惠税率を適用する。

以 上

以下は中国語原文と日本語仮訳である。

中国語原文	日本語仮訳
<p>国务院关税税则委员会关于 2011 年关税实施方案的通知 税委会(2010)26 号</p> <p>海关总署： 《2011 年关税实施方案》已经国务院关税税则委员会第六次全体会议审议通过，并报国务院批准，自 2011 年 1 月 1 日起实施。 特此通知。 附件：2011 年关税实施方案</p> <p style="text-align: right;">国务院关税税则委员会 二〇一〇年十二月二日</p> <p>附件：  2011 年关税实施方案</p> <p>一、进口关税调整</p> <p>(一) 有关最惠国税率。</p> <p>1. 对小麦等 8 类 45 个税目的商品继续实施关税配额管理，税目和税率维持不变。对配额外进口的一定数量棉花实施滑准税。对尿素、复合肥、磷酸氢二铵三种化肥的配额税率执行 1% 的税率（见附表一）；</p> <p>2. 对感光材料等 55 种商品继续实施从量税或复合税。其中，调整 8 个胶片税目的从量税税率（见附表二）；</p> <p>3. 对 9 个非全税目信息技术产品继续实行海关核查管理，税目税率维持不变；</p> <p>4. 其他最惠国税率维持不变。</p> <p>(二) 对燃料油等部分进口商品实施暂定税率（见附表三）。</p> <p>(三) 根据我国与有关国家或地区签署的贸易或关税优惠协定，对有关国家或地区实施协定税率（见附表四）：</p>	<p>国务院関税税則委員会による 2011 年関税実施案についての通知 税委会[2010]26 号</p> <p>税関総署： 「2011 年関税実施案」は国务院関税税則委員会第六回全体会議の審議を経て、且つ国务院の批准を受け、2011 年 1 月 1 日より執行する。 ここに通知する。 添付ファイル：2011 年関税実施案</p> <p style="text-align: right;">国务院関税税則委員会 二〇一〇年十二月二日</p> <p>添付ファイル：  2011 年関税実施案</p> <p>一、輸入関税調整</p> <p>(一) 最惠国税率について</p> <p>1. 小麦等 8 種・45 税目の商品に対し関税割当管理を行い、税目と税率は変更しない。割当外で輸入される一定数量の綿花に対してスライド税を課税する。尿素、化成肥料、リン酸水素二アンモニウムの化学肥料 3 種に対し、1% の税率を適用する。（付表 1 を参照）。</p> <p>2. 感光材料等 55 商品に対して、引き続き従量税、又は複合税を課税する。うち、8 件のフィルム税目の従量税を調整する。（付表 2 を参照）</p> <p>3. 9 件の非全税目情報技術商品に対しては、税関による審査・確認管理を継続し、税目、税率は変更しない。</p> <p>4. その他の最惠国税率は変更しない。</p> <p>(二) 燃料油等一部の輸入商品に対し暫定税率を適用する（付表 3 を参照）。</p> <p>(三) 中国と関連国家或いは地域が締結する貿易又は関税優遇協定に基づき、関連国或いは地域に対して協定税率を適用する（付表 4 を参照）。</p>

<p>1. 对原产于韩国、印度、斯里兰卡、孟加拉和老挝的 1778 个税目商品继续实施亚太贸易协定税率；</p> <p>2. 对原产于文莱、印度尼西亚、马来西亚、新加坡、泰国、菲律宾、越南、缅甸、老挝和柬埔寨的部分税目商品，继续实施中国-东盟自由贸易协定税率；</p> <p>3. 对原产于智利的 7080 个税目商品继续实施中国-智利自由贸易协定税率；</p> <p>4. 对原产于巴基斯坦的 6289 个税目商品继续实施中国-巴基斯坦自由贸易协定税率；</p> <p>5. 对原产于新西兰的 7091 个税目商品继续实施中国-新西兰自由贸易协定税率；</p> <p>6. 对原产于新加坡的 2760 个税目商品继续实施中国-新加坡自由贸易协定税率；</p> <p>7. 对原产于秘鲁的 6855 个税目商品继续实施中国-秘鲁自由贸易协定税率；</p> <p>8. 对原产于香港地区且已制定优惠原产地标准的 1623 个税目商品实施零关税；</p> <p>9. 对原产于澳门地区且已制定优惠原产地标准的 1215 个税目商品实施零关税；</p> <p>10. 对原产于台湾地区的 557 个税目商品开始实施海峡两岸经济合作框架协议货物贸易早期收获计划协定税率。</p> <p>(四) 根据我国与有关国家或地区签署的贸易或关税优惠协定、双边换文情况以及国务院有关决定，继续对老挝等东南亚 4 国、苏丹等非洲 30 国、也门等 7 国，共 41 个联合国认定的最不发达国家实施特惠税率（见附表五）。</p>	<p>1、韓国、インド、スリランカ、バングラデシュ、ラオスを原産とする 1,778 税目の商品について引き続き「アジア・太平洋貿易協定」の協定税率を適用する。</p> <p>2、ブルネイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジアを原産とする一部税目の商品について、引き続き中国・ASEAN 自由貿易協定税率を適用する。</p> <p>3、チリを原産とする 7,080 税目の商品について、中国 - チリ自由貿易協定税率を適用する。</p> <p>4、パキスタンを原産とする 6,289 税目の商品について、引き続き中国 - パキスタン自由貿易協定税率を適用する。</p> <p>5、ニュージーランドを原産とする 7,091 税目の商品について、引き続き中国 - ニュージーランド自由貿易協定税率を適用する。</p> <p>6、シンガポールを原産とする 2,760 税目の商品について、引き続き中国 - シンガポール自由貿易協定税率を適用する。</p> <p>7、ペルーを原産とする 6,855 税目の商品について、引き続き中国 - ペルー自由貿易協定税率を適用する。</p> <p>8、中国香港を原産とする原産地優遇規準を制定した 1,623 税目の商品について、引き続きゼロ関税を適用する。</p> <p>9、中国マカオを原産とする原産地基準審査を完了した 1,215 製品については、引き続きゼロ関税を適用する。</p> <p>10、台湾地区を原産とする 557 税目の商品について、海峡两岸經濟協力枠組み協議貨物貿易早期收穫計画（アーリーハーベスト）協定税率を適用する。</p> <p>(四) 中国と関連国家或いは地区が締結する貿易又は関税優遇協定及び国务院関連規定に基づき、ラオス等東南アジア 4 カ国、スーダン等アフリカ 30 カ国、イエメン等 7 カ国、国連に認定された後発開発途上国 41 カ国の一部税目商品について特惠税率を適用する（付表 5 を参照）。</p>
--	--

<p>(五) 普通税率維持不变。</p> <p>二、出口关税调整</p> <p>(一) “出口税则” 的出口税率維持不变；</p> <p>(二) 对鳗鱼苗等部分出口商品实施暂定税率，对部分化肥等继续征收特别出口关税（见附表六）。征收出口关税所涵盖的贸易方式范围維持不变。</p> <p>三、税则税目调整</p> <p>对部分税则税目进行调整（见附表七），调整后，我国进出口税则（2011 年版）税目总数为 7977 个。</p> <p>注：附表一、二、三、六、七附后，其余附表暂略。</p> <p>附表一 关税配额商品进口税率表. pdf 附表二 进口商品从量税及复合税税率表. pdf 附表三 进口商品暂定税率表. pdf 附表六 出口商品税率表. pdf 附表七 进出口税则税目调整表. pdf</p>	<p>(五) 普通税率は変更しない。</p> <p>二、輸出関税調整</p> <p>(一) 「輸出税則」の輸出税率は変更しない。</p> <p>(二) ウナギの稚魚等一部輸出商品については、輸出暫定税率を適用し、一部の化学肥料等については、特別輸出関税を徴収する（付表 6 を参照）。うち、徴税に関わる貿易範囲は変更しない。</p> <p>三、税則税目調整</p> <p>一部税則税目について調整を行う（付表 7 を参照）。調整後、わが国の輸出入税則（2011 年版）税目は合計 7,977 品目である。</p> <p>注：付表一、二、三、六、七、を添付、その他の付表は暫定的に省略。</p> <p>付表 1：関税割当額商品輸入税率表 付表 2：輸入商品従量税及び複合税税率表 付表 3：輸入商品暫定税率表 付表 6；輸出商品税率表 付表 7：輸出入税則税目調整表</p>
---	--

【日本語仮訳：三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司 企画部調査課】

- ☞ 弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる事務案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

**三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司企画部調査課**

北京チーム：北京市朝陽区東三環北路 5 号北京發展大厦 4 階 照会先：邢燕燕 TEL 010-6590-8888 ext.233  
上海チーム：上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亞大厦 20 階 照会先：張亜秋 TEL 021-6888-1666 ext. 4250